

令和2年12月1日

四万十市長 中 平 正 宏 様

四万十市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 藏 内 章 夫



行政情報の一部公開決定に係る審査請求に関する諮問について（答申）

令和2年10月26日付け2四総第281号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

## 記

### 1 審査会の結論

審査請求人が行政情報公開請求した「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく措置に係る9月25日の決裁文書」（以下「本件請求文書」という。）に対して、四万十市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件処分」という。）のうち、7.支援方針についての協議の被覆部分中段の参加機関、12.養護者への通告の被覆部分の協力機関を非公開とした決定は妥当ではなく公開すべきであるが、その余の部分を非公開とした決定は、妥当である。

### 2 審査請求の経過

- (1) 令和2年10月2日、審査請求人は、実施機関に対し、四万十市情報公開条例（平成17年四万十市条例第13号。以下「本件条例」という。）第7条の規定により、公開請求を行った。
- (2) 令和2年10月12日、実施機関は、条例第11条第1項の規定により、本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和2年10月12日、審査請求人は、本件処分について、これを不服として、条例第15条の規定により、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 3 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び補正書において、概ね次のように主張している。

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件請求文書を公開決定する。」との裁決を求めるものである。

#### (2) 本件処分に対する意見

ア 本件請求文書における虐待行為の事実は、身に覚えのない事であり、虐待が疑われる事実や虐待判断に至った経過を非公開にしているのは、納得がいかない。

イ 黒塗りの部分を公開すべきである。

### 4 実施機関の主張

実施機関は、本件処分の決定通知及び弁明書において、概ね次のように主張している。

- (1) 本件処分に係る行政情報の公開・非公開の判断は、次のとおり本件条例に基づき適正に行われたものであり、一部を非公開とした本件処分に関しては、違法又は不当な点はない。

- ア 本件請求文書のうち、個人に係る情報については、個人のプライバシーを不当に侵害するおそれのある情報であることから、本件条例第9条第1号の規定に該当する。
- イ 本件請求文書のうち、関係行政機関に関する情報については、公開することにより団体等との信頼関係を損なうおそれがあるため、本件条例第9条第3号の規定に該当する。
- ウ 本件請求文書のうち、通報内容に係る情報については、市に対して公にしないとの約束の下で、個人、法人等から任意に提供されたもので、公開することにより協力関係又は信頼関係が損なわれることが明らかであるため、本件条例第9条第4号の規定に該当する。
- エ 本件請求文書のうち、対象者の措置方法及び今後必要な支援・対応に係る情報については、公開することにより人の生命、身体、財産等の保護等に支障を生ずるおそれがあるため、本件条例第9条第5号の規定に該当する。
- オ 本件請求文書のうち、通報者及び通報者を特定できる内容に係る情報については、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）第8条の規定により、公開することができないとされている情報のため、本件条例第9条第6号の規定に該当する。
- (2) 請求人の主張している「黒ぬりの書類の提出は、許しません。」や「非公開にしているのは納得がいかない。」という理由は、非公開情報を公開すべき理由にはあたらない。

## 5 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

### (1) 本件請求文書及び審査請求の争点について

実施機関は、本件請求文書として、高齢者虐待防止法に基づく措置に係る起案文書（令和2年9月25日付け2四高第295・296号）を特定し、本件処分を行っている。

当審査会において本件請求文書を見分したところ、本件対象文書には、起案日、決裁日、起案者、決裁者等の情報及び起案の趣旨及び内容（1.対象者、2.養護者、3.その他の家族、4.相談概要及び経過、5.コア会議の開催、6.高齢者虐待判断に至った確認された事実、7.支援方針について協議、8.今後の市としての支援方針の決定、9.措置に至った判断内容、10.対象者の措置方法、11.対象者への通告、12.養護者への通告、13.通告内容、14.今後必要な支援・対応）が6頁にわたり記載されたもの並びに対象者及び養護者への通告文(案)2頁のうち、起案の内容（1.対象者、2.養護者、3.その他の家族、4.相談概要及び経過、6.高齢者虐待判断に至った確認された事実、7.支援方針について協議、8.今後の市としての支援方針の決定、9.措置に至った判断内容、10.対象者の措置方法、12.養護者への通告、14.今後必要な支援・対応）及び通告文(案)の一部を被覆した状態で非公開としたことが認められる。

審査請求人は、非公開とされた部分の公開決定を求めており、当審査会としては、非公開とされた起案の内容及び通告文(案)の一部の本件条例第9条第1号及び第3号から第6号までの該当性について、以下検討する。

### (2) 本件条例第9条第1号の該当性について

本件条例第9条第1号は、基本的人権を守り、個人の尊厳を確保するため「個人の思想、信条、職業その他個人のプライバシーを不当に侵害するおそれのあるもの」を原則的に非公開とする旨を規定している。プライバシーを不当に侵害するおそれのある個人に関する情報としては、概ね戸籍的事項に関する情報、経歴に関する情報、心身に関する情報、財産状況に関する情報、思想・心情に関する情報、能力・成績に関する情報、その他個人生活に関する情報が考えられる。

本件請求文書を見分したところ、起案の内容の1.対象者、2.養護者、3.その他の家族及

び9.措置に至った判断内容並びに通知文(案)1上段及び(案)2の部分には、個人の氏名、生年月日、年齢、性別、住所、世帯構成及び身体状況に係る情報の記載が認められることから、同条例第1号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(3) 本件条例第9条第3号の該当性について

本件条例第9条第3号は、「実施機関又は国若しくは他の地方公共団体その他の公共的団体の機関が行う事務事業に関する情報であつて、公開することにより信頼関係を損なうおそれがあるもの」のうち、「次のいずれかに該当することが明らかなもの」として同号アに「監査、検査、取締り、試験、入札、交渉、渉外、争訟その他すべての事務事業若しくは将来の同種の事務事業の実施の目的が失われ、又はこれらの公正若しくは円滑な執行に著しい支障を生ずるもの」を非公開とする旨を規定している。また、「実施の目的が失われ、又は著しい支障を生ずる」、「不当に阻害される」、「協力関係又は信頼関係が著しく損なわれる」ことが客観的に明白でなければならず、単におそれがあるということだけではこの号を適用することができないものと解されている。

本件請求文書を見分したところ、起案の内容の7.支援方針についての協議には、四万十市高齢者虐待防止ネットワーク担当者の参加機関の記載が、12.養護者への通告には、協力機関の記載が認められる。

実施機関は、公開することにより、それぞれの機関の同種の事務事業の円滑な執行に著しい支障を生ずるとして、同号アに該当するとして、同号の適用をしているが、7.支援方針についての協議の被覆部分中段の参加機関、12.養護者への通告の被覆部分の協力機関については、公開することにより、行政機関における同種又はその他の事務事業に支障が生じ、協力関係を著しく損なうおそれがあると客観的に明白であるとまではいえない。よって、同号に該当するとした実施機関の判断は妥当ではない。

また、7.支援方針についての協議の被覆部分上段の参加機関においては、非公開情報とすることは妥当であるが、同号による適用ではなく、本件条例第9条第6号の適用により非公開とすべきであったと考える。

なお、その余の部分の実施機関の判断は妥当である。

(4) 本件条例第9条第4号の該当性について

本件条例第9条第4号は、「実施機関に対して公にしないと約束の下で、個人、法人等から任意に提供されたもので、公開することにより協力関係又は信頼関係が損なわれることが明らかなもの」を非公開とし、ただし書において、「当該約束の締結が状況に照らして合理的であると認められるものに限り」旨を規定している。また、公開することにより情報提供者と市との間における信頼関係が損なわれ、それ以降における情報収集や相手方の協力を得ることが困難になることが客観的に明白な情報でなければならず、提供を受けた情報の内容や約束をしたときの事情等に照らし、当該約束をしたことが理にかなったものでなければならぬと解されている。

本件請求文書を見分したところ、起案の内容の4.相談概要及び経過、6.高齢者虐待判断に至った確認された事実及び9.措置に至った判断内容の部分には、通報のあった内容の記載が認められる。

実施機関は、当該通報のあった内容を公開しないと約束を文書等で締結していないが、当該通報のあった内容は、高齢者虐待防止法第8条により保護されるべき情報にあたり、実施機関と情報提供者の間においても当該情報の保護を前提とした取扱いがなされていたものと認められることから、公にしないと約束の下で任意に提供されたもの、かつ、約束の締結が状況に照らして合理的であると認められ、公開することにより、協力関係又は信頼関係が損なわれることが明らかであるといえる。

よって、本件条例第9条第4号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(5) 本件条例第9条第5号の該当性について

本件条例第9条第5号は、「公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれのあるもの」を非公開とする旨を規定している。人の生命、身体、財産等の保護に支障を生ずるおそれのある情報としては、「公開することにより、犯罪の被疑者、参考人及び情報提供者が特定され、その結果これらの人々の生命若しくは身体に危害が加えられ、又はその他地位若しくは平穏な生活が脅かされるおそれがある情報」、「公開することにより、特定の個人の行動予定、家屋の構造等が明らかにされ、その結果これらの人々が犯罪の被害者となるおそれがある情報」、「公開することにより、違法又は不正な行為の通報者又は告発者が特定され、その結果これらの人々の地位又は平穏な生活が脅かされるおそれがある情報」と解されている。

本件請求文書を見分したところ、起案の内容の8. 今後の市としての支援方針の決定、10. 対象者の措置方法及び通知文(案)1中段の部分には、対象者の措置内容の記載が、14. 今後必要な支援・対応の部分には今後の方針内容の記載が認められる。

対象者の措置内容及び今後の方針内容は、公開することにより、対象者の居所が特定され、対象者の生命又は身体に危害が加えられるおそれ並びに支援の阻害を含む違法又は不正な行為を助長するおそれがあるため、本件条例第9条第5号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(6) 本件条例第9条第6号の該当性について

本件条例第9条第6号は、「法令又は他の条例の定めるところにより、公開することができないとされているもの」を非公開とする旨を規定している。

実施機関は、高齢者虐待防止法第8条の規定により、公開できない情報であると主張している。

高齢者虐待防止法第8条では、「当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と規定されており、通報者及び通報者を特定させる情報が外部に漏れないよう保護することを目的に非公開としているものである。

本件請求文書を見分したところ、起案の内容の4. 相談概要及び経過、6. 高齢者虐待判断に至った確認された事実及び9. 措置に至った判断内容の部分には、通報者及び通報者を特定できる内容の記載が認められることから、本件条例第9条第6号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和2年10月26日	実施機関から諮問書及び弁明書を受理
令和2年10月26日	審議
令和2年11月9日	審議
令和2年12月1日	答申